Press Release

岩手労働局発表 令和6年10月29日

岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 千田 成人 主任監察監督官 渡辺 幸輝 当 (電話)019-604-3006

過労死等防止対策推進シンポジウム、 過重労働解消キャンペーン等を実施します

~ 11 月は「過労死等防止啓発月間」「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」「「しわ寄せ」防止キャンペーン月 間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや各種キャンペーンなどの取組を行っ ています。

岩手労働局においては、月間中、国民への周知啓発を目的に「過労死等防止対策推進シ ンポジウム」を行うほか、過労死等につながる過重労働などへの対応として、全国一斉の 無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消な どに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催などを行います。

また、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生 じさせないよう周知・啓発を行います。

【過労死等防止対策推進シンポジウム】

盛岡市において、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社 会へ」をテーマとしてシンポジウム (参加無料)を開催します。

開催日時:令和6年11月14日(木)13:30~15:30(受付13:00~)

場:岩手教育会館 2階 多目的ホール

(盛岡市大通一丁目 1-16)

【過重労働解消キャンペーン概要】

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します 労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクテ ィス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページ等を通じて紹介します。 なお、局長訪問日程等、詳細は別途お知らせします。

2 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日(金)から7日(木)を過重労働相談受付集中期間(11月3日(日)、4日 (月・祝)を除く。)とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、過重労働 に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けま

また11月2日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」 を設置し、特別労働相談を実施します。

扫

《過重労働解消相談ダイヤル》

なくしましょう 長い残業 電話番号:0120-794-713(フリーダイヤル)

実施日時:令和6年11月2日(土)9:00~17:00

厚生労働省では、過重労働相談受付集中期間以外でも、下記の窓口にて労働相談等に 対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡く ださい。

ア 最寄りの労働基準監督署又は岩手労働局(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 (フリーダイヤル)

(相談受付時間:月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

都道府県労働局の担当官(労働基準監督官等)が、相談に対する指導・助言を行います。

3 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進します。

4 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や 若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月から1月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー(委託事業)を実施します。(詳細は下記 HP をご連絡ください。)

[専用ホームページ] https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/

【「しわ寄せ」防止キャンペーン概要】

1 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、周知の協力依頼を行います。

2 管内の企業訪問等を通じた周知・啓発

労働時間等設定改善に係る企業訪問や、働き方改革推進支援センターによる訪問コンサルティングや窓口相談などを通じて、「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発を行います。





過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の 尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも ご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて 過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。







毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

2024年 11月14日(木)

13:30~15:30 (受付13:00~)



会場 岩手教育会館 2階多目的ホール

(盛岡市大通一TF1-16)



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

主催:厚生労働省 後援:岩手県、盛岡市

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岩手弁護士会、 岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、岩手県教職員組合、岩手県退職教職員協議会、働く者の生命・健康を守る会、 岩手県医師会、岩手県予防医学協会、岩手県看護協会、岩手障害者職業センター、岩手産業保健総合支援センター

プログラム

[主催者挨拶] 岩手労働局

「遺族からの声]

[基調講演]

「職場におけるメンタルヘルス不調者の 復職支援の取組みについて~産業医の立場から~」

足立 留美子氏

(アールエイチ産業医事務所代表)

[取組事例報告]

「ベアレンの働き方改革について」

株式会社ベアレン醸造所 代表取締役社長 嶌田 洋一氏

●会場のご案内

岩手教育会館 2階 多目的ホール

(盛岡市大通一丁目1-16)

- ·JR「盛岡駅|より 徒歩約15~20分
- ・JR「盛岡駅」より バス(でんでんむし)16番より乗車、約10分 左回りにて「盛岡城跡公園|下車

●参加申し込みについて

- ○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ○申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ○連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ○参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

足立 留美子 氏



浜松医科大学公衆衛生学教室を経て、大手メーカーの専属産業医に長年携わったのち、産業医として、すべての働く人に産業保健サービスを届けたいという強い思いからアールエイチ産業医事務所を開設、多数の企業の嘱託産業医として活動しています。

また、産業保健スタッフや企業向けに講演活動にも精力的に 取り組んでいます。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。 ▶▶▶

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 03-6264-6445
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → □ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]			
●次の該当する□に✔をお願いいたします。			
□ 経営者□ 会社員□ 公務員□ 団体職員□ 教職員□ 医療関係者□ 対護士□ 過労死等の当事者・家族			
□ その他 []
お名前	ふりがな	ふりがな	
5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな	
連絡先	•TEL: •FAX:		
	●E-mail:		
企業·団体名			

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を請じ、厳重に管理いたします。

電 話: **20570-080082** (ナビダイヤル) E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか。あなたは、働き過ぎていませんか?

適

切な労働時間と健全な労働環境です。

めに必要なこと



11月「過労死等防止啓発月間」に 「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が 相談をお受けします。



令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業

過重労働解消 相談ダイヤル **80120-794-713**



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン



11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談 ほっとライン 【厚生労働省委託事業】 0120-811-610

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日·祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、 SNS相談も 実施しています



厚生労働省では、過重労働解消キャンペー 次の取組を実施します

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・ 啓発等について、協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します 都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減

に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します 長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

相談無料

令和6年11月2日(土) 國 0120-794-9:00~17:00

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

4

5

相談窓口の詳細 | ト https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。 *詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

参加費無料



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、 人生を豊かにしてくれるもの。 働き過ぎで心や体の健康を損なうことは 絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ





、事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 過労死防止

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。 日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

120-811-61

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け にその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの 相談にも無料で応じています。 https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 000177581.pdf



●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の 提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

chihou/kaiketu/soudan.html

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に 関することについて無料で相談に応じています。

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



SNS相談 月·火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳 (ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメ ンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの 支援や、役立つ情報の提供を行っています。





●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を 抱えていたら、相談してください。電話やSNS の相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



過労死の防止のための 活動を行う

民間団体の 相談窓口

過労死等防止対策推進全国センタ

http://karoshi-boushi.net/





過労死弁護団 全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク) http://karoshi.ip/





全国過労死を考える家族の会

http://karoshi-kazoku.net/





過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

専用ナビダイヤル 0570-080-082 (月~金9:00~17:30)









11月は「しわ寄せ」 防止キャンペーン月間です。

STOP! り寄せ



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、

下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、 急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!











大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!



適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- **①** 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- 2 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ❸ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省·中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!
 - ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
 - ●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する
 - 例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
 - ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
 - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
 - ●納期や工期の過度な年度末集中
- 2 発注内容は明確にしましょう!
 - ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - ●発注内容を変更するときは、

 不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ❸ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。 特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を 目指すものとすること。

11月は「過労死等防止啓発月間」でもあります。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 <mark>ठ०</mark>0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(<mark>図図</mark>0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消 キャンペーン